＊当学園では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定しましたので公表します。

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　２０２４年5月1日～２０２９年4月３０日までの５年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を５０％以上にすること
女性職員・・・取得率を８０％以上にすること

＜対策＞

● ２０２４年5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標２：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する。

＜対策＞

●２０２４年１１月～ 新制度についての管理職を対象とした研修を年１回実施する。
●２０２４年１２月～ LAN や業務管理システムを活用した周知・啓発の実施
●２０２５年　１月～ 情報提供制度稼働

目標３：地域等に対する次世代育成支援地域の子どもの工場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

＜対策＞

●２０２４年　5月～ 受け入れ体制について検討開始
●２０２４年　5月～ 受け入れを行う部署や担当への説明及び体制作り
●２０２４年　5月～ 関係行政機関、学校との連携
●２０２４年　5月～ 職員員への周知及び町等の広報誌などによる取組の周知
●２０２４年　5月～ 施設見学及びインターンシップの受け入れ開始